

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 清家 篤



平成 30 年 7 月豪雨により被災した加入者等にかかる一部負担金等の
免除措置の延長に伴う一部負担金等免除証明書の送付について

平素から私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も
早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私学事業団では、これまで平成 30 年 7 月豪雨により被災された加入者及び被扶養者の
一部負担金等の免除措置の期限を令和 1 年 6 月 30 日までとして取り扱ってきたところですが、
このたび、被災地の復旧状況を勘案し、免除措置の期限について下記のとおり延長することを決
定しました。

つきましては、期限を延長した一部負担金免除証明書を送付しますので、対象者にお渡ししてく
ださいようお願いいたします。

記

1. 免除措置の期限を延長する一部負担金等

一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族
療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 延長対象者の要件

平成 30 年 7 月豪雨発生時に、以下のいずれかに該当すること

- ・住家が全半壊・全半焼・床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者が行方不明となった

平成 30 年 7 月豪雨発生時に、次の該当地域に住所を有すること

都道府県名	地域名
岡山県	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町、新見市
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、八幡浜市、西予市、松野町、鬼北町
広島県	坂町

3. 延長後の免除措置の期限

令和1年12月31日まで

ただし、加入者が資格喪失したとき又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、一部負担金等の免除措置ができなくなります。

4. 更新（期限延長）後の一部負担金等免除証明書の取り扱い

同封しました更新後の一部負担金等免除証明書は、令和1年7月1日以後、保険医療機関等の窓口で加入者証又は加入者被扶養者証とともに提示することで、引き続き、一部負担金等が免除されることを該当者に説明のうえ、お渡しください。

5. 更新（期限延長）前の免除証明書の取り扱い

更新前の一部負担金等免除証明書（有効期限が平成31年6月30日となっているもの）は、貴学校法人等で該当者から回収のうえ、私学事業団に返納してください。

6. 保険医療機関等の窓口で加入者証又は加入者被扶養者証のみを提示して受診した場合保険医療機関等の窓口では、一部負担金等の支払いが必要となります。

免除証明書を提示せずに支払った一部負担金等については、還付請求ができますので、「一部負担金等還付請求書」に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付のうえ、学校法人等代表者の証明を受けて、私学事業団に還付請求の手続きをしてください。

7. その他

ホームページも併せて、ご確認ください。

問い合わせ先
日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部業務部短期給付課
Tel.03-3813-5321（代表）